

東かがわ市告示第99号

東かがわ市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年8月1日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の一部を改正する告示

東かがわ市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年東かがわ市告示第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 (1)～(3) 略 <u>(4) 申告 本市の区域内への転入前に、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（令和6年4月1日施行。以下「規約」という。）第4条に定める構成自治体（以下「連携自治体」という。）において、第7条第1項に規定する証明書及び証明カードに類する書類（以下「証明書等類似書類」）の交付を受けた二人が、当該事実及びパートナーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。</u> <u>(5) 略</u> (宣誓又は申告対象者の要件) 第3条 <u>宣誓又は申告</u>をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)～(4) 略 (宣誓の方法) 第4条 略 2 <u>宣誓</u>をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、両者立会いのもと他の者に代筆させることができる。 (通称名の使用)	(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 略 (宣誓対象者の要件) 第3条 <u>パートナーシップの宣誓</u>をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)～(4) 略 (宣誓の方法) 第4条 略 2 <u>パートナーシップの宣誓</u>しようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、両者立会いのもと他の者に代筆させることができる。 (通称名の使用)

改正後	改正前
第6条 <u>宣誓又は申告</u>をしようとする者は、性的違和感等を理由として通称名（戸籍に記載された氏名に代えて、当該氏名以外の呼称で当該氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用している場合、市長が特に認める場合はパートナーシップ宣誓証明書（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓証明カード（様式第3号）（以下「<u>証明書等</u>」という。）について当該通称名を使用することができる。	第6条 <u>パートナーシップの宣誓</u>をしようとする者は、性的違和感等を理由として通称名（戸籍に記載された氏名に代えて、当該氏名以外の呼称で当該氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用している場合、市長が特に認める場合はパートナーシップ宣誓証明書（様式第2号。以下「<u>証明書</u>」という。）及びパートナーシップ宣誓証明カード（様式第3号。以下「<u>証明カード</u>」という。）について当該通称名を使用することができる。
2 略 （<u>証明書等の交付</u>）	2 略 （<u>証明書及び証明カードの交付</u>）
第7条 市長は、第4条第1項の規定によりパートナーシップの宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者（以下「<u>宣誓者</u>」という。）が第3条の要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ登録簿（様式第4号）への登録を行うとともに、<u>証明書等</u>に宣誓書の写しを添付し、宣誓者に交付するものとする。	第7条 市長は、第4条第1項の規定によりパートナーシップの宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者（以下「<u>宣誓者</u>」という。）が第3条の要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ登録簿（様式第4号）への登録を行うとともに、<u>証明書及び証明カード</u>に宣誓書の写しを添付し、宣誓者に交付するものとする。
2 宣誓者が前条の規定により通称名を使用したときは、当該通称名と戸籍に記載されている氏名（外国人の場合にあっては、これに準じるもの）を<u>証明書等</u>に記載するものとする。 （<u>証明書等の再交付</u>）	2 宣誓者が前条の規定により通称名を使用したときは、当該通称名と戸籍に記載されている氏名（外国人の場合にあっては、これに準じるもの）を<u>証明書及び証明カード</u>に記載するものとする。 （<u>証明書及び証明カードの再交付</u>）
第8条 <u>証明書等</u>を紛失、毀損若しくは汚損又は改姓若しくは改名をしたときは、パートナーシップの宣誓証明書再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）により再交付の申請をすることができる。	第8条 <u>証明書若しくは証明カード</u>を紛失、毀損若しくは汚損又は改姓若しくは改名をしたときは、パートナーシップの宣誓証明書再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）により再交付の申請をすることができる。
2 略 3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、<u>証明書等</u>を再交付するものとする。	2 略 3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、<u>証明書及び証明カード</u>を再交付するものとする。
4 略 （<u>証明書等の返還</u>）	4 略 （<u>証明書等の返還</u>）
第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシッ	第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシッ

改正後	改正前
プ宣誓証明書返還届（様式第6号）に<u>証明書等</u>を添えて、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 一方又は双方が市外に転出したとき（<u>第2条第4号に定める連携自治体へ転出した場合を除く。</u>）。ただし、一方が、転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により一時的に東かがわ市から<u>他市区町村</u>へ住所を異動する場合は関係書類の提出を要するが、市長が認める場合はこの限りでない。 (4) 略 (5) 次条の規定により<u>証明書等</u>を無効とされたとき。 （パートナーシップの無効）	プ宣誓証明書返還届（様式第6号）に<u>証明書及び証明カード</u>を添えて、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 一方又は双方が市外に転出したとき。ただし、一方が、転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により一時的に東かがわ市から<u>他市区町村</u>へ住所を異動する場合は関係書類の提出を要するが、市長が認める場合はこの限りでない。 (4) 略 (5) 次条の規定により<u>証明書及び証明カード</u>を無効とされたとき。 （パートナーシップの無効）
第10条 宣誓者が虚偽その他不正な方法により<u>証明書等</u>（再交付証明書を含む。以下同じ。）の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた<u>証明書等</u>を不正に使用したことが判明したときは、当該<u>証明書等</u>を無効とする。 （他の自治体との連携を図る場合の取扱い）	第10条 宣誓者が虚偽その他不正な方法により<u>証明書及び証明カード</u>（再交付証明書を含む。以下同じ。）の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた<u>証明書及び証明カード</u>を不正に使用したことが判明したときは、当該<u>証明書及び証明カード</u>を無効とする。
第11条 <u>連携自治体において宣誓に係る証明書の交付を受けている者が、本市に住所を異動後も引き続きパートナーシップの関係を継続するときは、規約第3条第2項の規定に基づき、証明書等の交付を受けることができる。</u> 2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、所定の事項を自書したパートナーシップ宣誓継続申告書（様式第7号）（以下「申告書」という。）の正本1通に、次に掲げる書類を添付して、来庁により提出するものとする。 (1) <u>転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る証明書等類似書類</u> (2) <u>住民票の写し</u> 3 <u>継続申告者から前項の規定による書類の提出があつた場合、遅滞なく転出地である連携自治体に通知する。</u>	

改正後	改正前
4 <u>前項の規定による手続きについては、継続申告者の同意を得られた場合にしか行うことができない。</u> 5 <u>継続申告者の一方又は双方が申告書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、両者立ち会いのもと他の者に代筆させることができる。</u> 6 <u>継続申告者には、申告書を提出する時に、その双方が本人であることを明らかにするため、第5条に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。</u> 7 <u>宣誓者及び継続申告者が連携自治体へ転出し、連携自治体に継続申告に係る書類として本市が交付した証明書等を提出した場合は、第9条の規定にかかわらず、証明書等が返還されたものとみなす。</u> (周知啓発) 第12条 略 第13条 略	(周知啓発) 第11条 略 第12条 略

改正後	改正前
様式第1号（第4条関係）	様式第1号（第4条関係）
 パートナーシップ宣誓書 東かがわ市長 様 私たちは、東かがわ市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、裏面の事項を確認の上、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名します。 宣誓日 年 月 日 【宣誓者】 フリガナ 氏 名 フリガナ 通 称 名 生年月日 年 月 日 年 月 日 住 所 【代筆者】 氏 名 住 所 	 パートナーシップ宣誓書 東かがわ市長 様 私たちは、東かがわ市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、裏面の事項を確認の上、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名します。 宣誓日 年 月 日 【宣誓者】 フリガナ 氏 名 フリガナ 通 称 名 生年月日 年 月 日 年 月 日 住 所 【代筆者】 氏 名 住 所

改正後					
パートナーシップの宣誓に関する確認書 私たちは、東かがわ市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップ宣誓を行うに当たり、以下の内容を確認した上で宣誓を行います。					
要綱の規定	確認事項（該当するものに「✓」を付してください）				
第2条	戸籍上の性別にとらわれずお互いを人生のパートナーとして、協力し合い、支え合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティであること。 ☐				
第3条	双方が民法第4条に定める成年に達していること。 ☐				
	次のいずれかに該当すること。				
	① 双方が東かがわ市に住所を有している。 ☐				
	② 一方が東かがわ市に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に東かがわ市内へ転入を予定している。（転入予定者： , 転入予定日： 年 月 日） ☐				
	③ 双方が3か月以内に東かがわ市内への転入を予定している。 （転入予定者： , 転入予定日： 年 月 日） （転入予定者： , 転入予定日： 年 月 日） ☐				
	双方に配偶者がいないこと、及び当事者以外の者とパートナーシップの関係（他自治体のパートナーシップ制度を含む。）にないこと。 ☐				
要綱の規定	注意事項（内容をご理解いただけたら「✓」を付してください）				
第9条 第10条	宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書等（再交付証明書を含む。以下同じ。）の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた証明書等を不正に使用したことが判明したときは、当該証明書等を無効とし、証明書等を返還しなければならないこと。 ☐				
【その他の確認】（内容をご確認いただけたら「✓」を付してください） ☐ 利用できる行政サービスの担当課から、宣誓の有無等について問い合わせがあった場合、情報提供をさせていただきますのでご了承願います。 ☐ 証明書等を返還された場合は、利用できる行政サービスの担当課へ情報提供をさせていただきますのでご了承願います。また、行政以外のサービスを利用している場合は、サービスの利用先に返還した旨をご自身で必ずご連絡いただき、返還に伴う手続きを行ってください。 ☐ 住所要件の確認に必要な限りにおいて、住民基本台帳により住所を確認することに同意します。					
【市記入欄：本人確認書類】 <table border="1"> <tr> <td>氏名（ ）</td> <td>個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>氏名（ ）</td> <td>個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）</td> </tr> </table>		氏名（ ）	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）	氏名（ ）	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）
氏名（ ）	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）				
氏名（ ）	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）				

改正前					
パートナーシップの宣誓に関する確認書 私たちは、東かがわ市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップ宣誓を行うに当たり、以下の内容を確認した上で宣誓を行います。					
要綱の規定	確認事項（該当するものに「✓」を付してください）				
第2条	戸籍上の性別にとらわれずお互いを人生のパートナーとして、協力し合い、支え合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティであること。 ☐				
第3条	双方が民法第4条に定める成年に達していること。 ☐				
	次のいずれかに該当すること。				
	① 双方が東かがわ市に住所を有している。 ☐				
	② 一方が東かがわ市に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に東かがわ市内へ転入を予定している。（転入予定者： , 転入予定日： 年 月 日） ☐				
	③ 双方が3か月以内に東かがわ市内への転入を予定している。 （転入予定者： , 転入予定日： 年 月 日） （転入予定者： , 転入予定日： 年 月 日） ☐				
	双方に配偶者がいないこと、及び当事者以外の者とパートナーシップの関係（他自治体のパートナーシップ制度を含む。）にないこと。 ☐				
要綱の規定	注意事項（内容をご理解いただけたら「✓」を付してください）				
第9条 第10条	宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書及び証明カード（再交付証明書を含む。以下同じ。）の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた証明書及び証明カードを不正に使用したことが判明したときは、当該証明書及び証明カードを無効とし、証明書等を返還しなければならないこと。 ☐				
【その他の確認】（内容をご確認いただけたら「✓」を付してください） ☐ 利用できる行政サービスの担当課から、宣誓の有無等について問合せがあった場合、情報提供をさせていただきますのでご了承願います。 ☐ 宣誓証明書及び証明カードを返還された場合は、利用できる行政サービスの担当課へ情報提供をさせていただきますのでご了承願います。また、行政以外のサービスを利用している場合は、サービスの利用先に返還した旨をご自身で必ずご連絡いただき、返還に伴う手続きを行ってください。 ☐ 住所要件の確認に必要な限りにおいて、住民基本台帳により住所を確認することに同意します。					
【市記入欄：本人確認書類】 <table border="1"> <tr> <td>氏名（ ）</td> <td>個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>氏名（ ）</td> <td>個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）</td> </tr> </table>		氏名（ ）	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）	氏名（ ）	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）
氏名（ ）	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）				
氏名（ ）	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）				

改正後	改正前
様式第 6 号 (第 9 条関係)	様式第 6 号 (第 9 条関係)
略	略
様式第 7 号 (第 11 条関係)	
パートナーシップ宣誓継続申告書 年 月 日 東かがわ市長 様 東かがわ市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 11 条の規定により、 次のとおり申告します。 【宣誓者】 フリガナ 氏 名 フリガナ 通 称 名 生年月日 旧 住 所 新 住 所 ☐ 転入済 ☐ 転入予定 (月 日) 【代筆者】 氏 名 住 所	

改正後

改正前

パートナーシップの宣誓に関する確認書

私たちは、東かがわ市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップ宣誓を行うに当たり、以下の内容を確認した上で継続申告を行います。

要綱の規定	確認事項（該当するものに「✓」を付してください）	
第2条	戸籍上の性別が異なりお互いを人生のパートナーとして、協力し合い、支え合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティであること。	☐
	双方が民法第4条に定める成年に達していること。	☐
第3条	次のいずれかに該当すること。	
	① 双方が東かがわ市に住所を有している。	☐
	② 一方が東かがわ市に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に東かがわ市内へ転入を予定している。（転入予定者： , 転入予定日： 年 月 日）	☐
	③ 双方が3か月以内に東かがわ市内への転入を予定している。（転入予定者： , 転入予定日： 年 月 日） （転入予定者： , 転入予定日： 年 月 日）	☐
	双方に配偶者がいないこと。	☐
	双方の関係が近親者（直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係をいう。）でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。	☐
要綱の規定	注意事項（内容をご理解いただけたら「✓」を付してください）	
第9条 第10条	宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書等（再交付証明書を含む。以下同じ。）の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた証明書等を不正に使用したことが判明したときは、証明書等を無効とし、証明書等を返還しなければならないこと。	☐

【その他の確認】（内容をご確認いただけたら「✓」を付してください）

☐ 利用できる行政サービスの担当課から、宣誓の有無等について問い合わせがあった場合、情報提供をさせていただきますのでご了承願います。

☐ 証明書等を返還された場合は、利用できる行政サービスの担当課へ情報提供をさせていただきますのでご了承願います。また、行政以外のサービスを利用している場合は、サービスの利用先に返還した旨をご自身で必ずご連絡いただき、返還に伴う手続きを行ってください。

☐ 住所要件の確認に必要な限りにおいて、住民基本台帳により住所を確認することに同意します。

【市記入欄：本人確認書類】

氏名（ ）	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）
氏名（ ）	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。